

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修正後	修正前																																												
<p>第1章 総則</p> <p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(1) 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>香川県</td> <td>1～9 略 10 特別警報等の市町への通知 11～19 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市町</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町</td> <td>1～8 略 9 特別警報等の住民への周知 10～20 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>香川労働局</td> <td>1 労働災害防止についての監督指導 2～6 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>大阪航空局 (高松空港事務所)</td> <td>1～3 略</td> </tr> <tr> <td>国土地理院 四国地方測量部</td> <td>1～3 略 4 災害復旧・復興にあたって、<u>国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施及び公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>大阪管区气象台 (高松地方气象台)</td> <td>1 略 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	香川県	1～9 略 10 特別警報等の市町への通知 11～19 略	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	市町	1～8 略 9 特別警報等の住民への周知 10～20 略	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	略	略	香川労働局	1 労働災害防止についての監督指導 2～6 略	略	略	大阪航空局 (高松空港事務所)	1～3 略	国土地理院 四国地方測量部	1～3 略 4 災害復旧・復興にあたって、 <u>国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施及び公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言に関すること</u>	大阪管区气象台 (高松地方气象台)	1 略 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備	<p>第1章 総則</p> <p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(1) 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>香川県</td> <td>1～9 略 10 特別警報の市町への通知 11～19 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市町</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町</td> <td>1～8 略 9 特別警報の住民への周知 10～20 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>香川労働局</td> <td>1 <u>産業労働災害防止についての監督指導</u> 2～6 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>大阪航空局 (高松空港事務所)</td> <td>1～3 略 4 <u>遭難航空機の捜索及び救助</u></td> </tr> <tr> <td>国土地理院 四国地方測量部</td> <td>1～3 略 4 災害復旧・復興にあたって、<u>位置に関わる情報基盤形成のため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等の実施及び公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施における測量法第36条に基づく、実施計画書の技術的助言の実施</u></td> </tr> <tr> <td>大阪管区气象台 (高松地方气象台)</td> <td>1 略 2 <u>気象業務に必要な観測体制の充実並びに、予報・通信等の施設及び設備の整備</u> 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達、並びに防災関係機関や報道機関を通じた住民への周知 4 緊急地震速報に関する利用の心得などの周知・広報</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	香川県	1～9 略 10 特別警報の市町への通知 11～19 略	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	市町	1～8 略 9 特別警報の住民への周知 10～20 略	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	略	略	香川労働局	1 <u>産業労働災害防止についての監督指導</u> 2～6 略	略	略	大阪航空局 (高松空港事務所)	1～3 略 4 <u>遭難航空機の捜索及び救助</u>	国土地理院 四国地方測量部	1～3 略 4 災害復旧・復興にあたって、 <u>位置に関わる情報基盤形成のため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等の実施及び公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施における測量法第36条に基づく、実施計画書の技術的助言の実施</u>	大阪管区气象台 (高松地方气象台)	1 略 2 <u>気象業務に必要な観測体制の充実並びに、予報・通信等の施設及び設備の整備</u> 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達、並びに防災関係機関や報道機関を通じた住民への周知 4 緊急地震速報に関する利用の心得などの周知・広報
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																												
香川県	1～9 略 10 特別警報等の市町への通知 11～19 略																																												
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																												
市町	1～8 略 9 特別警報等の住民への周知 10～20 略																																												
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																												
略	略																																												
香川労働局	1 労働災害防止についての監督指導 2～6 略																																												
略	略																																												
大阪航空局 (高松空港事務所)	1～3 略																																												
国土地理院 四国地方測量部	1～3 略 4 災害復旧・復興にあたって、 <u>国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施及び公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言に関すること</u>																																												
大阪管区气象台 (高松地方气象台)	1 略 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備																																												
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																												
香川県	1～9 略 10 特別警報の市町への通知 11～19 略																																												
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																												
市町	1～8 略 9 特別警報の住民への周知 10～20 略																																												
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																												
略	略																																												
香川労働局	1 <u>産業労働災害防止についての監督指導</u> 2～6 略																																												
略	略																																												
大阪航空局 (高松空港事務所)	1～3 略 4 <u>遭難航空機の捜索及び救助</u>																																												
国土地理院 四国地方測量部	1～3 略 4 災害復旧・復興にあたって、 <u>位置に関わる情報基盤形成のため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等の実施及び公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施における測量法第36条に基づく、実施計画書の技術的助言の実施</u>																																												
大阪管区气象台 (高松地方气象台)	1 略 2 <u>気象業務に必要な観測体制の充実並びに、予報・通信等の施設及び設備の整備</u> 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達、並びに防災関係機関や報道機関を通じた住民への周知 4 緊急地震速報に関する利用の心得などの周知・広報																																												

修正後		修正前	
	<p>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</p> <p>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p>		<p>5 避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力</p> <p>6 災害の発生が予測されるときや、災害発生時において、気象状況の推移やその予想の解説等</p> <p>7 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p>

(6) 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
略	略
(独)国立病院機構 中国四国グループ	略
略	略
四国電力(株) 四国電力送配電(株) 中国電力(株) 中国電力ネットワーク(株)	略
略	略

(7) 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
略	略
(株)四国新聞社 (株)瀬戸内海放送 西日本放送(株) R S K山陽放送(株) 岡山放送(株) テレビせとうち(株) (株)エフエム香川	略
略	略

(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香川県下水道公社	<p>1 流域下水道の下水処理施設における被害調査の協力</p> <p>2 流域下水道の下水処理施設における災害応急対応の協力</p>
略	略

(6) 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
略	略
(独)国立病院機構 中四国ブロック事務所	略
略	略
四国電力(株) 中国電力(株)	略
略	略

(7) 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
略	略
(株)四国新聞社 (株)瀬戸内海放送 西日本放送(株) 山陽放送(株) 岡山放送(株) テレビせとうち(株) (株)エフエム香川	略
略	略

(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香川県下水道公社	1 県の下水道の防災対策及び災害応急対策の実施
略	略

修正後

第3節 本県の地勢等の概況

2 社会的条件

(1) 香川県人口移動調査によると、本県の人口は令和2年9月1日現在で、949,358人となっている。本県の人口は平成11年をピークに平成12年から減少している。自然動態は平成15年から減少となり、また社会動態は平成4年～11年まで転入超過が続いた後、平成12年から転出超過に転じており、平成27年は16年ぶりに転入超過となったものの、平成28年から再び転出超過に転じている。総務省統計局の人口推計（令和元年10月1日現在）から令和元年の老年人口の割合をみると、香川県は31.8%と過去最高となり、全国平均の28.4%を大幅に上回っている。

略

3 過去の地震災害

【香川県の主な地震被害】

地震名 発生年月日	規模 震度	震源	被害状況
略	略	略	略
北丹後地震 1927年(昭和2年) 3月7日 18時27分	略	北緯 35° 37.9' 東経 134° 55.8' 深さ 18 k m 京都府北部	略
南海地震 1946年(昭和21年) 12月21日 4時19分	略	北緯 32° 56.1' 東経 135° 50.9' 深さ 24 k m 紀伊半島沖	略
平成7年(1995年) 兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災) 1995年(平成7年) 1月17日 5時46分	略	北緯 34° 35.9' 東経 135° 02.1' 深さ 16 k m 淡路島付近	略

修正前

第3節 本県の地勢等の概況

2 社会的条件

(1) 香川県人口移動調査によると、本県の人口は平成30年10月1日現在で、961,900人となっている。本県の人口は平成11年をピークに平成12年から減少している。自然動態は平成15年から減少となり、また社会動態は平成4年～11年まで転入超過が続いた後、平成12年から転出超過に転じており、平成27年は16年ぶりに転入超過となったものの、平成28年から再び転出超過に転じている。総務省統計局の人口推計（平成29年10月1日現在）から令和元年の老年人口の割合をみると、香川県は31.1%と過去最高となり、全国平均の27.7%を大幅に上回っている。

略

3 過去の地震災害

【香川県の主な地震被害】

地震名 発生年月日	規模 震度	震源	被害状況
略	略	略	略
北丹後地震 1927年(昭和2年) 3月7日 18時27分	略	北緯 35° 38' 東経 134° 56' 深さ 18 k m 京都府北部	略
南海地震 1946年(昭和21年) 12月21日 4時19分	略	北緯 32° 56' 東経 135° 51' 深さ 24 k m 紀伊半島沖	略
平成7年(1995年) 兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災) 1995年(平成7年) 1月17日 5時46分	略	北緯 34° 36' 東経 135° 02' 深さ 16 k m 淡路島付近	略

修正後				修正前			
平成12年(2000年)鳥取県西部地震 2000年(平成12年) 10月6日 13時30分	M 7.3 震度 土庄 5強 高松 5弱 東かがわ5弱 観音寺 5弱 三豊 5弱 小豆島 5弱 その他11市町 4	北緯 35° 16.4' 東経 133° 20.9' 深さ 9km 鳥取県西部	略	平成12年(2000年)鳥取県西部地震 2000年(平成12年) 10月6日 13時30分	M 7.3 震度 土庄 5強 観音寺 5弱 高松 4 多度津 4 大内 4 坂出 4	北緯 35° 16' 東経 133° 21' 深さ 9km 鳥取県西部	略
平成13年(2001年)芸予地震 2001年(平成13年) 3月24日 15時27分	M 6.7 震度 高松 4 さぬき 4 丸亀 4 坂出 4 普通寺 4 三豊 4 観音寺 4 土庄 4 小豆島 4 直島 4 宇多津 4 琴平 4 多度津 4 まんのう4 綾川 4	北緯 34° 07.9' 東経 133° 41.6' 深さ 46km 安芸灘	略	平成13年(2001年)芸予地震 2001年(平成13年) 3月24日 15時27分	M 6.7 震度 高松 4 多度津 4 土庄 4 観音寺 4 大内 3 坂出 3	北緯 34° 08' 東経 133° 42' 深さ 46km 安芸灘	略
略	略	略	略	略	略	略	略
大阪府北部を震源とする地震 2018年 (平成30年) 6月18日 7時58分	M 6.1 震度 小豆島 4	略	略	大阪府北部を震源とする地震 2018年 (平成30年) 6月18日 7時58分	M 6.1 震度 小豆島 4 高松 3 丸亀 3 さぬき 3 三豊 3 土庄 3	略	略
(注) 1 略 2 表中の震度は、「平成7年(1995年)兵庫県南部地震」までは気象庁震度観測点による。「平成12年(2000年)鳥取県西部地震」以降は、各市町の震度観測点の最大の値である。 3 略				(注) 1 略 2 震度は各市町の震度観測点の最大の値である。 但し、「平成13年(2001年)芸予地震」までは気象庁震度観測点による。 3 略			

修正後	修正前
<p>第4節 被害想定</p> <p>4 津波予測結果</p> <p>① 想定地震1：南海トラフ地震（最大クラス）</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水面積は、香川県全体で約 69.8km<sup>2</sup>であり、<u>このうち、人が歩行で避難することが困難となる浸水深 0.3m以上となる浸水面積は約 55.6 k m<sup>2</sup>である。</u></li> </ul> <p>市町別では、市域が広い高松市が約 17 k m<sup>2</sup>と最も大きく、次いで坂出市の約 11 k m<sup>2</sup>、三豊市、観音寺市となっている。<u>人が歩行で避難することが困難となる浸水深 0.3m以上となる浸水面積でみると、高松市が約 12.7 k m<sup>2</sup>と大きく、次いで坂出市となっている。</u></p> <p>② 想定地震2：南海トラフ地震（発生頻度の高い）</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水面積は、香川県全体で約 10.9 k m<sup>2</sup>であり、このうち、<u>人が歩行で避難することが困難となる浸水深 0.3m以上となる浸水面積は約 7.2 k m<sup>2</sup>である。</u></li> </ul> <p>市町別では、高松市が約 2.2 k m<sup>2</sup>と最も大きく、次いで坂出市及びさぬき市の約 2.1 k m<sup>2</sup>、小豆島町、三豊市となっている。<u>人が歩行で避難することが困難となる浸水深 0.3m以上となる浸水面積でみると、さぬき市が約 1.6 k m<sup>2</sup>と大きく、次いで坂出市となっている。</u></p>	<p>第4節 被害想定</p> <p>4 津波予測結果</p> <p>① 想定地震1：南海トラフ地震（最大クラス）</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水面積は、香川県全体で約 69.8km<sup>2</sup>であり、<u>この内浸水深 1m未満が約 44.2 k m<sup>2</sup>、浸水深 1～2mが約 19.7 k m<sup>2</sup>、浸水深 2m以上が約 5.9 k m<sup>2</sup>である。</u></li> </ul> <p>市町別では、市域が広い高松市が約 17 k m<sup>2</sup>と最も大きく、次いで坂出市の約 11 k m<sup>2</sup>、三豊市、観音寺市となっている。<u>浸水深 1m以上の面積でみると、高松市が約 4.6 k m<sup>2</sup>と大きく、次いで三豊市となっている。</u></p> <p>② 想定地震2：南海トラフ地震（発生頻度の高い）</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水面積は、香川県全体で約 10.9 k m<sup>2</sup>であり、このうち、<u>浸水深 1m未満が約 8.3 k m<sup>2</sup>、浸水深 1～2mが約 2.3 k m<sup>2</sup>、浸水深 2m以上が約 0.3 k m<sup>2</sup>である。</u></li> </ul> <p>市町別では、高松市が約 2.2 k m<sup>2</sup>と最も大きく、次いで坂出市及びさぬき市の約 2.1 k m<sup>2</sup>、小豆島町、三豊市となっている。<u>浸水深 1m以上の面積でみると、高松市が約 2.0 k m<sup>2</sup>と大きく、次いでさぬき市となっている。</u></p>
<p>第5節 地震・津波防災対策目標</p> <p>令和3年2月 修正</p> <p>2 背景</p> <p>○ 大規模地震発生の切迫性</p> <p>本県においては、南海トラフ、中央構造線、長尾断層を震源域とする大規模な地震の発生が予測されており、とりわけ南海トラフで、今後30年以内にM8～9クラスの地震が発生する確率は、70%～80%（令和2年1月1日現在）と極めて高く、限られた時間の中、効果的な対策を講じる必要がある。</p> <p>4 想定される被害と対応</p>	<p>第5節 地震・津波防災対策目標</p> <p>令和2年2月 修正</p> <p>2 背景</p> <p>○ 大規模地震発生の切迫性</p> <p>本県においては、南海トラフ、中央構造線、長尾断層を震源域とする大規模な地震の発生が予測されており、とりわけ南海トラフで、今後30年以内にM8～9クラスの地震が発生する確率は、70%～80%（平成30年1月1日現在）と極めて高く、限られた時間の中、効果的な対策を講じる必要がある。</p> <p>4 想定される被害と対応</p>

修正後	修正前
<p>【津波に対する備え】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海岸保全施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>「香川県地震・津波被害想定調査」では、「比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」いわゆる「L1津波」が発生した場合、志度港でT. P. +2.9mの津波が予測されるなど、県下全域において浸水被害が発生すると想定されている。このことから、津波・高潮からの県民の生命・財産を守るため、平成27年3月に策定された「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」(令和2年3月に見直し)に基づき、整備優先度の高い箇所から計画的に海岸保全施設の整備を行う必要がある。</li> </ul> </li> </ul> <p>略</p> <p>6 減災を実現するための目標と対策</p> <p>I 強い揺れへの備え</p> <p>◇ 建築物・住宅の耐震化</p> <p>○ 住宅の耐震化率を令和7年までに91%にする。(平成20年76%、平成25年78%、平成30年82%)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町と連携し、「<u>県民が気軽に耐震改修を実施できる体制づくり</u>」、「<u>『住宅の耐震化』の重要性を認識してもらうためのきっかけづくり</u>」、「<u>耐震診断をした住宅を耐震改修工事に確実につなげるための仕組みづくり</u>」の3つを柱として普及啓発や耐震補助制度の活用を図り、住宅の耐震診断・改修を促進(土木部)</li> </ul> <p>◇ ライフライン、公共施設の耐震化</p> <p>○ 県内水道施設(基幹的な水道管)の耐震化率を令和2年度までに21.6%にする。(平成29年度17.0%、平成30年度21.7%)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道事業者(香川県広域水道企業団及び直島町をいう。以下同じ。)による水道施設の計画的な耐震化や国庫補助制度の積極的な活用を促進(政策部)</li> </ul> <p>II 津波に対する備え</p> <p>◇ 海岸保全施設の整備</p>	<p>【津波に対する備え】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海岸保全施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>「香川県地震・津波被害想定調査」では、「比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」いわゆる「L1津波」が発生した場合、志度港でT. P. +2.9mの津波が予測されるなど、県下全域において浸水被害が発生すると想定されている。このことから、津波・高潮からの県民の生命・財産を守るため、平成27年3月に策定された「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、整備優先度の高い箇所から計画的に海岸保全施設の整備を行う必要がある。</li> </ul> </li> </ul> <p>略</p> <p>6 減災を実現するための目標と対策</p> <p>I 強い揺れへの備え</p> <p>◇ 建築物・住宅の耐震化</p> <p>○ 住宅の耐震化率を令和2年までに90%にする。(平成20年72%、平成25年75%)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町と連携した補助制度の活用やパンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催などの啓発により住宅の耐震診断・改修を促進(土木部)</li> </ul> <p>◇ ライフライン、公共施設の耐震化</p> <p>○ 県内水道施設(基幹的な水道管)の耐震化率を令和2年度までに21.6%にする。(平成28年度16.4%、平成29年度17.0%)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道事業者による水道施設の計画的な耐震化や国庫補助制度の積極的な活用を促進(政策部)</li> </ul> <p>II 津波に対する備え</p> <p>◇ 海岸保全施設の整備</p>

修正後	修正前
<p>○ 地震・津波対策のための要整備延長約 123 k mのうち令和 6 年度までに緊急度の高い約 35 k mを整備する。</p> <p>Ⅲ 地震・津波に強い地域づくり</p> <p>◇ 地震、津波等に対する正確な知識や日頃の備えの普及啓発 (危機管理総局)</p> <p>○ 防災情報メールの登録件数を令和 2 年度までに 20,000 件にする。(令和元年度現在 22,730 件)</p> <p>◇ 自主防災活動の促進・強化</p> <p>○ 自主防災組織の活動カバー率を令和 2 年度までに 100%にする。(平成 17 年度現在 55.2%、令和元年度現在 96.4%)</p> <p><b>第 7 節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応</b></p> <p><b>1 南海トラフ地震に関連する情報</b></p> <p>(1) 南海トラフ地震に関連する情報の種類</p> <p>気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や東海地域から四国地域にかけて設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する(この 2 つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ)。</p> <p>略</p> <p><b>2 南海トラフ地震臨時情報の伝達等</b></p> <p>【南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達系統図】</p> <p>四国電力送配電(株)(中央給電指令所)</p> <p><b>8 水道、電気、ガス、通信サービス、放送関係</b></p>	<p>○ 地震・津波対策のための要整備延長約 123 k mのうち平成 31 年度までに緊急度の高い約 17 k mを整備する。</p> <p>Ⅲ 地震・津波に強い地域づくり</p> <p>◇ 地震、津波等に対する正確な知識や日頃の備えの普及啓発 (危機管理総局)</p> <p>○ 防災情報メールの登録件数を令和 2 年度までに 20,000 件にする。(平成 30 年度現在 21,546 件)</p> <p>◇ 自主防災活動の促進・強化</p> <p>○ 自主防災組織の活動カバー率を令和 2 年度までに 100%にする。(平成 17 年度現在 55.2%、平成 30 年度現在 96.2%)</p> <p><b>第 7 節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応</b></p> <p><b>1 南海トラフ地震に関連する情報</b></p> <p>(1) 南海トラフ地震に関連する情報の種類</p> <p>気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する(この 2 つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ)。</p> <p>略</p> <p><b>2 南海トラフ地震臨時情報の伝達等</b></p> <p>【南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達系統図】</p> <p>四国電力(株)(中央給電指令所)</p> <p><b>8 水道、電気、ガス、通信サービス、放送関係</b></p>

修正後	修正前
<p>(1) 水道 水道事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。</p> <p><b>第2章 災害予防計画</b> <b>第3節 危険物等災害予防計画</b> <b>1 概要</b> 本県には、消防法に基づく危険物施設が <u>3,876</u> 施設、高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの製造施設等が <u>2,139</u> 施設、火薬類取締法等に基づく火薬類関係施設が <u>97</u> 施設、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物製造・輸入業者及び届出を要する業務上取扱者が <u>41</u> 業者あり、各事業者は、防災訓練の実施や施設等の耐震性の向上を図るなど災害の発生及び拡大防止に努めている。</p> <p><b>第4節 公共施設等災害予防計画</b> <b>3 港湾及び漁港施設</b> (1) 港湾管理者は、震災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、港湾施設について耐震性を強化するとともに、防災上重要な高松港等において、<u>耐震強化岸壁や緊急輸送路</u>に指定されている臨港道路、<u>電源浸水対策施設</u>の整備に努める。また、震災時に大きな被害がでないように、長寿命化計画の作成・実施等による適切な維持管理に努めるとともに、震災時の緊急物資の集積等のための広場、緑地等についても整備に努める。</p> <p><b>第5節 ライフライン等災害予防計画</b> 主な実施機関 県（下水道課）、市町、香川県広域水道企業団、<u>四国総合通信局</u>、四国地方整</p>	<p>(1) 水道 <u>香川県広域水道企業団及び直島町</u>は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。</p> <p><b>第2章 災害予防計画</b> <b>第3節 危険物等災害予防計画</b> <b>1 概要</b> 本県には、消防法に基づく危険物施設が <u>4,121</u> 施設、高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの製造施設等が <u>2,211</u> 施設、火薬類取締法等に基づく火薬類関係施設が <u>96</u> 施設、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物製造・輸入業者及び届出を要する業務上取扱者が <u>43</u> 業者あり、各事業者は、防災訓練の実施や施設等の耐震性の向上を図るなど災害の発生及び拡大防止に努めている。</p> <p><b>第4節 公共施設等災害予防計画</b> <b>3 港湾及び漁港施設</b> (1) 港湾管理者は、震災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、港湾施設について耐震性を強化するとともに、防災上重要な高松港等において耐震強化岸壁や緊急輸送に指定されている臨港道路の整備に努める。また、震災時に大きな被害がでないように、長寿命化計画の作成・実施等による適切な維持管理に努めるとともに、震災時の緊急物資の集積等のための広場、緑地等についても整備に努める。</p> <p><b>第5節 ライフライン等災害予防計画</b> 主な実施機関 県（下水道課）、市町、香川県広域水道企業団、四国地方整備局、中国四国産</p>



修正後	修正前
<p>備局、中国四国産業保安監督部、中国四国産業保安監督部四国支部、(独)水資源機構、四国電力(株)香川支店、<u>四国電力送配電(株)高松支社</u>、中国電力(株)岡山支社、<u>中国電力ネットワーク(株)</u>、四国ガス(株)高松支店、N T T西日本(株)香川支店、(株)N T Tドコモ四国支社</p> <p><b>1 電気施設</b></p> <p>略</p> <p>また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備等を図る。</p> <p><u>県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><b>4 水道施設</b></p> <p>水道事業者及び工業用水道事業者は、地形、地盤及び重要度を考慮し耐震構造の施設整備を行い、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全性の強化、送水ルートのループ化、配水管網のブロック化、長時間の停電に備えた電源の確保、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化、施設管理図書の整備等を図る。</p> <p><b>第6節 防災施設等整備計画</b></p> <p><b>2 通信施設等</b></p> <p>(1) 県、市町及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等に</li> </ul>	<p>業保安監督部、中国四国産業保安監督部四国支部、(独)水資源機構、四国電力(株)香川支店、中国電力(株)岡山支社、四国ガス(株)高松支店、N T T西日本(株)香川支店、(株)N T Tドコモ四国支社</p> <p><b>1 電気施設</b></p> <p>略</p> <p>また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備等を図る。</p> <p><b>4 水道施設</b></p> <p>水道事業者 <u>(香川県広域水道企業団及び直島町をいう。以下同じ。)</u> 及び工業用水道事業者は、地形、地盤及び重要度を考慮し耐震構造の施設整備を行い、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全性の強化、送水ルートのループ化、配水管網のブロック化、長時間の停電に備えた電源の確保、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化、施設管理図書の整備等を図る。</p> <p><b>第6節 防災施設等整備計画</b></p> <p><b>2 通信施設等</b></p> <p>(1) 県、市町及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等に</li> </ul>

修正後	修正前
<p>よる伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。特に、<u>地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて</u>、消防庁、県、市町、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。</p> <p>略</p>	<p>よる伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、<u>大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ</u>、消防庁、県、市町、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。</p> <p>略</p>
<p><b>第7節 防災業務体制整備計画</b></p> <p><b>3 民間事業者との連携</b></p> <p>(1) 県及び市町は、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。なお、協定締結などの連携強化に当たっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</u></p> <p>また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、<u>地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 県は、災害応急対策への協力が期待される建設業の担い手の確保・育成に<u>取り組むものとする。</u></p> <p><b>6 広域防災活動体制の整備</b></p> <p>(3) 県及び市町は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、<u>その機能強化に努めるものとする。</u></p>	<p><b>第7節 防災業務体制整備計画</b></p> <p><b>3 民間事業者との連携</b></p> <p>県及び市町は、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。なお、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p><b>6 広域防災活動体制の整備</b></p> <p>(新設)</p>
<p><b>第8節 保健医療救護体制整備</b></p> <p><b>7 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の整備</b></p> <p><b>第9節 緊急輸送体制整備計画</b></p> <p><b>1 緊急輸送路の指定等</b></p>	<p><b>第8節 保健医療救護体制整備</b></p> <p><b>7 災害時健康危機管理支援チームの整備</b></p> <p><b>第9節 緊急輸送体制整備計画</b></p> <p><b>1 緊急輸送路の指定等</b></p>

修正後	修正前																																																																												
<p>(2) 港湾</p> <p>① 防災機能強化港（救助、輸送活動等を行う港湾）</p> <p>高松港、坂出港、三本松港、津田港、<u>坂手港</u>、土庄港、宮浦港、丸亀港、詫間港、観音寺港において、震災時等の住民の避難、物資の応急輸送に供するため、耐震強化岸壁等の整備を行うものとする。</p> <p><b>【第1次輸送確保路線】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>国道436号</td> <td><u>土庄町吉ヶ浦～土庄町甲、土庄町甲～小豆島町安田</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>県道三木津田線</td> <td>さぬき市津田町津田</td> </tr> <tr> <td>県道坂手港線</td> <td><u>小豆島町安田～坂手（全線）</u></td> </tr> <tr> <td>県道白鳥引田線</td> <td>東かがわ市引田</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>県道詫間仁尾線</td> <td>三豊市詫間町詫間</td> </tr> <tr> <td>県道本町小瀬土庄港線</td> <td><u>土庄町甲～土庄町甲</u></td> </tr> <tr> <td>市道郷東中央線</td> <td>高松市郷東町</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 防災機能強化港から輸送確保路線への連絡経路は、第1次輸送確保路線と同等扱いとする。（高松港（朝日地区の①及び朝日C地区）、坂出港、三本松港、津田港、<u>坂手港</u>、土庄港、丸亀港、詫間港、観音寺港）</p> <p><b>【第2次輸送確保路線】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>県道三木国分寺線</td> <td><u>高松市三谷町～三名町</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>県道善通寺多度津線</td> <td>善通寺市上吉田町～稲木町、善通寺市生野町～上吉田町、多度津町葛原～栄町</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>県道高松善通寺線</td> <td>高松市中新町～丸亀市原田町</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区間	略	略	国道436号	<u>土庄町吉ヶ浦～土庄町甲、土庄町甲～小豆島町安田</u>	略	略	県道三木津田線	さぬき市津田町津田	県道坂手港線	<u>小豆島町安田～坂手（全線）</u>	県道白鳥引田線	東かがわ市引田	略	略	県道詫間仁尾線	三豊市詫間町詫間	県道本町小瀬土庄港線	<u>土庄町甲～土庄町甲</u>	市道郷東中央線	高松市郷東町	略	略	路線名	区間	略	略	県道三木国分寺線	<u>高松市三谷町～三名町</u>	略	略	県道善通寺多度津線	善通寺市上吉田町～稲木町、善通寺市生野町～上吉田町、多度津町葛原～栄町	(削除)	(削除)	県道高松善通寺線	高松市中新町～丸亀市原田町	略	略	<p>(2) 港湾</p> <p>① 防災機能強化港（救助、輸送活動等を行う港湾）</p> <p>高松港、坂出港、三本松港、津田港、<u>内海港</u>、土庄港、宮浦港、丸亀港、詫間港、観音寺港において、震災時等の住民の避難、物資の応急輸送に供するため、耐震強化岸壁等の整備を行うものとする。</p> <p><b>【第1次輸送確保路線】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>国道436号</td> <td><u>土庄町～小豆島町安田</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>県道三木津田線</td> <td>さぬき市津田町津田</td> </tr> <tr> <td>県道白鳥引田線</td> <td>東かがわ市引田</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>県道詫間仁尾線</td> <td>三豊市詫間町詫間</td> </tr> <tr> <td>市道郷東中央線</td> <td>高松市郷東町</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 防災機能強化港から輸送確保路線への連絡経路は、第1次輸送確保路線と同等扱いとする。（高松港（朝日地区の①及び朝日C地区）、坂出港、三本松港、津田港、<u>内海港</u>、土庄港、丸亀港、詫間港、観音寺港）</p> <p><b>【第2次輸送確保路線】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>県道三木国分寺線</td> <td><u>高松市十川西町～国分寺町新居</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>県道善通寺多度津線</td> <td>善通寺市上吉田町～稲木町、善通寺市生野町～上吉田町、多度津町葛原～栄町</td> </tr> <tr> <td>県道坂手港線</td> <td><u>小豆島町安田～坂手（全線）</u></td> </tr> <tr> <td>県道高松善通寺線</td> <td>高松市中新町～丸亀市原田町</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区間	略	略	国道436号	<u>土庄町～小豆島町安田</u>	略	略	県道三木津田線	さぬき市津田町津田	県道白鳥引田線	東かがわ市引田	略	略	県道詫間仁尾線	三豊市詫間町詫間	市道郷東中央線	高松市郷東町	略	略	路線名	区間	略	略	県道三木国分寺線	<u>高松市十川西町～国分寺町新居</u>	略	略	県道善通寺多度津線	善通寺市上吉田町～稲木町、善通寺市生野町～上吉田町、多度津町葛原～栄町	県道坂手港線	<u>小豆島町安田～坂手（全線）</u>	県道高松善通寺線	高松市中新町～丸亀市原田町	略	略
路線名	区間																																																																												
略	略																																																																												
国道436号	<u>土庄町吉ヶ浦～土庄町甲、土庄町甲～小豆島町安田</u>																																																																												
略	略																																																																												
県道三木津田線	さぬき市津田町津田																																																																												
県道坂手港線	<u>小豆島町安田～坂手（全線）</u>																																																																												
県道白鳥引田線	東かがわ市引田																																																																												
略	略																																																																												
県道詫間仁尾線	三豊市詫間町詫間																																																																												
県道本町小瀬土庄港線	<u>土庄町甲～土庄町甲</u>																																																																												
市道郷東中央線	高松市郷東町																																																																												
略	略																																																																												
路線名	区間																																																																												
略	略																																																																												
県道三木国分寺線	<u>高松市三谷町～三名町</u>																																																																												
略	略																																																																												
県道善通寺多度津線	善通寺市上吉田町～稲木町、善通寺市生野町～上吉田町、多度津町葛原～栄町																																																																												
(削除)	(削除)																																																																												
県道高松善通寺線	高松市中新町～丸亀市原田町																																																																												
略	略																																																																												
路線名	区間																																																																												
略	略																																																																												
国道436号	<u>土庄町～小豆島町安田</u>																																																																												
略	略																																																																												
県道三木津田線	さぬき市津田町津田																																																																												
県道白鳥引田線	東かがわ市引田																																																																												
略	略																																																																												
県道詫間仁尾線	三豊市詫間町詫間																																																																												
市道郷東中央線	高松市郷東町																																																																												
略	略																																																																												
路線名	区間																																																																												
略	略																																																																												
県道三木国分寺線	<u>高松市十川西町～国分寺町新居</u>																																																																												
略	略																																																																												
県道善通寺多度津線	善通寺市上吉田町～稲木町、善通寺市生野町～上吉田町、多度津町葛原～栄町																																																																												
県道坂手港線	<u>小豆島町安田～坂手（全線）</u>																																																																												
県道高松善通寺線	高松市中新町～丸亀市原田町																																																																												
略	略																																																																												

修正後

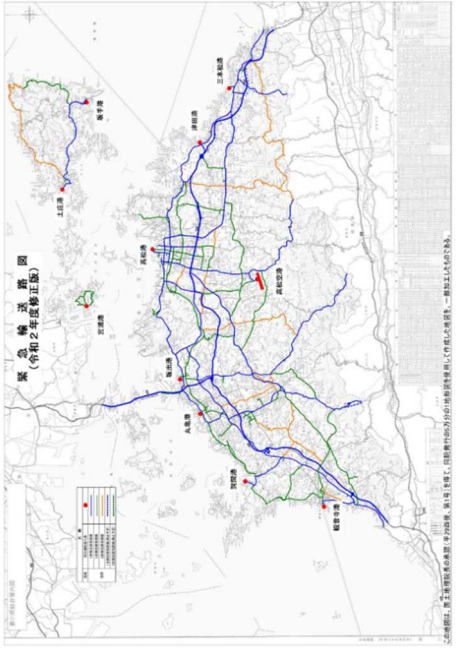
【第3次輸送確保路線】

路線名	区間
略	略
県道三木国分寺線	高松市十川西町～三谷町、高松市三名町～国分寺町新居
略	略

【防災機能強化港】

港湾名	種別	管理者	地区名	輸送確保路線への連絡経路
略	略	略	略	略
坂手港	//	//	坂手地区	→坂手港臨港道路→坂手港線
略	略	略	略	略

【緊急輸送路図】



第10節 避難体制整備計画

2 指定避難所の指定、整備

(1) 略

修正前

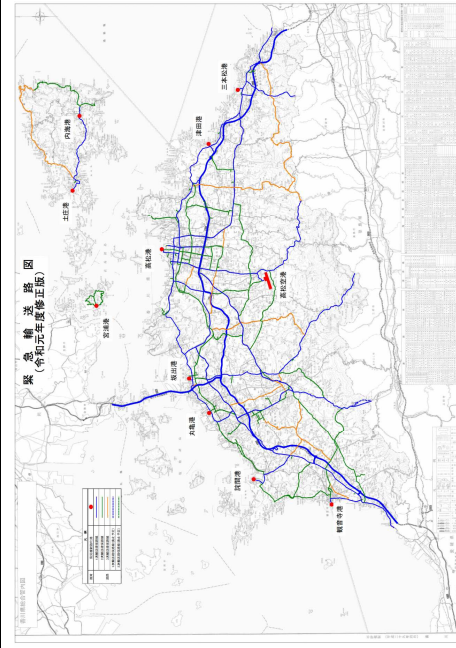
【第3次輸送確保路線】

路線名	区間
略	略
県道三木国分寺線	高松市十川西町～国分寺町新居
略	略

【防災機能強化港】

港湾名	種別	管理者	地区名	輸送確保路線への連絡経路
略	略	略	略	略
内海港	//	//	草壁地区	→国道436号
略	略	略	略	略

【緊急輸送路図】



第10節 避難体制整備計画

2 指定避難所の指定、整備

(1) 略

修正後	修正前
<p>また、市町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定避難所を近隣市町に指定するものとする。<u>さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、指定避難所の収容人数を考慮し、過密抑制のため、可能な限りより多くの避難所の確保に努め、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>市町は、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。</p> <p>略</p> <p>(2) 略</p> <p>また、指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、<u>マスク、体温計、消毒薬剤</u>、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p><u>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</u></p> <p><b>7 避難に関する広報</b></p> <p>(2) 市町は、避難に関する情報の伝達方法については、多様な手段を検討し、整備に努めるものとする。なお、避難勧告等については、<u>県防災情報システムの防災アプリ及び防災情報メール</u>を伝達手段の一つとすることとし、住民に対しては事前に<u>防災アプリのダウンロード及びメール配信希望の登録</u>をするよう積極的に呼びかけるものとする。</p> <p>(4) 市町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、<u>地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、これを周知するものとする。</u></p> <p>(5) 略</p> <p><b>8 避難計画等の策定</b></p>	<p>また、市町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定避難所を近隣市町に指定するものとする。</p> <p>市町は、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。</p> <p>略</p> <p>(2) 略</p> <p>また、指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、消毒薬剤、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p><b>7 避難に関する広報</b></p> <p>(2) 市町は、避難に関する情報の伝達方法については、多様な手段を検討し、整備に努めるものとする。なお、避難勧告等については、<u>県防災情報システムによるメール配信</u>を伝達手段の一つとすることとし、住民に対しては事前にメール配信希望の登録をするよう積極的に呼びかけるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 略</p> <p><b>8 避難計画等の策定</b></p>

修正後	修正前
<p>(4) 市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における指定避難所の運営について、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成するものとする。</p> <p><u>また、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における3密の回避や生活環境の確保、開設時の感染症対策を推進し、県はこれを支援する。</u></p> <p>市町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画及び行動基準を住民に周知する。</p> <p><b>第11節 食料、飲料水及び生活物資確保計画</b></p> <p><b>1 食料等の確保</b></p> <p>(1) 県及び市町は、食料について、乳アレルギー等の食物アレルギーへの対応や特別な配慮を要する避難者向けの物資も含め、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、<u>関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) 県及び市町は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。</p> <p><b>2 飲料水の確保</b></p> <p>(2) 県及び市町は、飲料水について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図</p>	<p>(4) 市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における指定避難所の運営について、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成するものとする。</p> <p>市町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画及び行動基準を住民に周知する。</p> <p><b>第11節 食料、飲料水及び生活物資確保計画</b></p> <p><b>1 食料等の確保</b></p> <p>(1) 県及び市町は、食料について、乳アレルギー等の食物アレルギーへの対応や特別な配慮を要する避難者向けの物資も含め、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。</p> <p>(3) 県及び市町は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。</p> <p><b>2 飲料水の確保</b></p> <p>(2) 県及び市町は、飲料水について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図</p>

修正後	修正前
<p>る。<u>なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) 県及び市町は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、飲料水の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。</p> <p><b>3 生活物資の確保</b></p> <p>県及び市町は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、生活物資等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して毛布、日用品等の備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。</p> <p>また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。<u>なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>生活物資の備蓄については、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。</p> <p><b>5 物資の集積拠点の指定</b></p> <p>(1) 県は、他県等からの緊急物資等（医薬品等を含む。）の受入、一時保管、仕分け及び二次（地域）物資拠点への物資輸送等を行うため、一次（広域）物資拠点等をあらかじめ指定し、<u>その情報を物資調達・輸送調整等支援システムに登録</u></p>	<p>る。</p> <p>(3) 県及び市町は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、飲料水の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。</p> <p><b>3 生活物資の確保</b></p> <p>県及び市町は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、生活物資等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して毛布、日用品等の備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。</p> <p>また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。</p> <p><u>なお、生活物資の備蓄については、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。</u></p> <p><b>5 物資の集積拠点の指定</b></p> <p>(1) 県は、他県等からの緊急物資等（医薬品等を含む。）の受入、一時保管、仕分け及び二次（地域）物資拠点への物資輸送等を行うため、一次（広域）物資拠点等をあらかじめ指定し<u>ておく。</u>なお、一次（広域）物資拠点が利用できない</p>

修正後

修正前

録しておくものとする。なお、一次（広域）物資拠点が利用できない場合等に備え、一次（広域）物資拠点支援施設をあらかじめ指定しておくものとする。  
 (2) 市町は、一次（広域）物資拠点等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、仕分け及び各指定避難所への物資輸送等を行うため、公共施設、広場等を二次（地域）物資拠点としてあらかじめ指定し、その情報を物資調達・輸送調整等支援システムに登録しておくものとする。

場合等に備え、一次（広域）物資拠点支援施設をあらかじめ指定しておくものとする。  
 (2) 市町は、一次（広域）物資拠点等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、仕分け及び各指定避難所への物資輸送等を行うため、公共施設、広場等を二次（地域）物資拠点としてあらかじめ指定しておくものとする。

【一次(広域)物資拠点支援施設】

番号	事業者(設置者)名	施設名	施設の種別	所在地
1	日本通運(株)	高松ターミナル	トラック	高松市朝日町 6-8-3
2	略	略	略	略
3	四国西濃運輸(株)	三豊支店	トラック	観音寺市大野原町大野原 3980
4	四国福山通運(株)	大野原営業所	トラック	観音寺市大野原町大野原 3977-1
5	ヤマト運輸(株)	四国支社	トラック	綾歌郡宇多津町吉田 4001-39
6	四国名鉄運輸(株)	中讃営業所	トラック	丸亀市飯山町西坂元 472-1
7	略	略	略	略
8	略	略	略	略
9	略	略	略	略
10	(株)朝日通商	仕上加工工場倉庫	その他	高松市国分寺町新名 1785-2
11	(株)朝日通商	本社新倉庫	倉庫	高松市国分寺町新名 1580
12	綾川町	道の駅「滝宮」	道の駅	綾歌郡綾川町滝宮字川西 1578
13	三豊市	道の駅「たからだの里さいた」	道の駅	三豊市財田町財田上 180-6

【一次(広域)物資拠点支援施設】

番号	事業者名	施設名	施設の種別	所在地
1	日本通運(株)	高松ターミナル	トラックターミナル	高松市朝日町 6-8-3
2	略	略	略	略
3	四国西濃運輸(株)	三豊支店	トラックターミナル	観音寺市大野原町大野原 3980
4	四国福山通運(株)	大野原営業所	トラックターミナル	観音寺市大野原町大野原 3977-1
5	ヤマト運輸(株)	四国支社	トラックターミナル	綾歌郡宇多津町吉田 4001-39
6	四国名鉄運輸(株)	中讃営業所	倉庫	丸亀市飯山町西坂元 472-1
7	略	略	略	略
8	略	略	略	略
9	略	略	略	略

第12節 文教災害予防計画

3 文化財の保護

県及び市町は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、自動火災報知設備、消火器、消火栓、貯水槽、防火壁等の防災施設の整備を促進する。

第14節 要配慮者対策計画

2 在宅の避難行動要支援者の対策

第12節 文教災害予防計画

3 文化財の保護

県及び市町は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、火災報知器、消火栓、貯水槽、防火壁等の防災施設の整備を促進する。

第14節 要配慮者対策計画

2 在宅の避難行動要支援者の対策



修正後	修正前
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(5) 難病患者への対応のため、県は、市町との連携を図る。また、県及び市町は、情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努める。</p> <p><b>3 福祉避難所の指定等</b></p> <p>(1) 市町は、指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるよう、福祉エリアを設けるほか、必要に応じて、社会福祉施設等の管理者との協議により、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定の拡充及び設置・運営マニュアルの作成に努める。</p> <p>(2) 市町は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる指定避難所、大きな字で見やすい標識板等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。</p> <p><b>4 外国人の対策</b></p> <p>(3) 県は、災害時にも外国人が円滑にコミュニケーションを図れるよう、通訳ボランティア等の確保を図る。</p> <p><b>5 避難行動要支援者からの情報提供</b></p> <p>第17節 自主防災組織育成計画</p> <p>1 地域住民の自主防災組織</p> <p>(1) 略</p> <p>市町は、地域住民に対して積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実</p>	<p>(5) 市町は、必要に応じて、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定及び福祉避難所の設置・運営マニュアルの作成に努める。</p> <p>(6) 市町は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる指定避難所、大きな字で見やすい標識板等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。</p> <p>(7) 難病患者への対応のため、県は、市町との連携を図る。また、県及び市町は、情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努める。</p> <p><b>(新設)</b></p> <p><b>3 外国人の対策</b></p> <p>(3) 県は、災害時にも外国人が円滑にコミュニケーションが図れるよう、外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。</p> <p><b>4 避難行動要支援者からの情報提供</b></p> <p>第17節 自主防災組織育成計画</p> <p>1 地域住民の自主防災組織</p> <p>(1) 略</p> <p>市町は、地域住民に対して積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実</p>

修正後	修正前
<p>実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進、<u>自主防災組織のリーダーの研修や地区防災計画の作成の支援等に努めるものとし、県はこれを支援する。</u></p> <p>略</p> <p><b>第18節 被災動物の救護体制整備計画</b></p> <p><b>3 指定避難所における動物の適正飼養対策</b></p> <p>県は、指定避難所に同行避難した動物について、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養できるルールを定めるよう、動物の飼い主や、指定避難所設置主体に対して支援を行う。</p> <p>市町は、指定避難所での混乱を避けるため、動物との同行避難者を受け入れられる施設<u>の選定、住民への周知、受入れや飼養管理方法等の体制整備に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p> <p>また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。</p> <p><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第2節 広域的応援計画</b></p> <p><b>1 県の応援要請等</b></p> <p><b>(3) 国に対する応援要請等</b></p> <p>① 県は、地方公共団体間の応援要請等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、「被災市区町村応援職員確保システム」<u>などを活用し、他の都道府県等が県又は市町を応援することを求めるよう、要請する。</u></p> <p><b>8 他都道府県等への応援</b></p> <p>(2) 「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく応援</p> <p>県は、被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱（平成30年3月23</p>	<p>実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修に努めるものとし、県はこれを支援する。</p> <p>略</p> <p><b>第18節 被災動物の救護体制整備計画</b></p> <p><b>3 指定避難所における動物の適正飼養対策</b></p> <p>県は、指定避難所に同行避難した動物について、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養できるルールを定めるよう、動物の飼い主や、指定避難所設置主体に対して支援を行う。</p> <p>市町は、指定避難所での混乱を避けるため、<u>あらかじめ動物との同行避難者を受け入れられる施設を選定、住民への周知、指定避難所設置主体と選定した指定避難所での受入れや飼養管理方法等の体制整備に努める。</u></p> <p>また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。</p> <p><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第2節 広域的応援計画</b></p> <p><b>1 県の応援要請等</b></p> <p><b>(3) 国に対する応援要請等</b></p> <p>① 県は、地方公共団体間の応援要請等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が県又は市町を応援することを求めるよう、要請する。</p> <p><b>8 他都道府県等への応援</b></p> <p>(2) 「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく応援</p> <p>県は、被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱（平成30年3月23</p>

修正後	修正前
<p>日総務省策定)に基づき、国(総務省)から要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備するものとする。</p> <p><u>なお、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の応援派遣</p> <p>県等は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の応援派遣を行うものとする。</p> <p><b>9 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の要請</b></p> <p>大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等は四国地方整備局等が派遣するリエゾンや各事務所長・首長のホットライン等を通じて、緊急災害対策派遣隊の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p><b>第4節 津波情報等伝達計画</b></p> <p><b>1 大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波に関する情報</b></p> <p>(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報</p> <p>① 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等</p> <p>略</p> <p>津波警報等の発表は、地震が発生した場合に地震の規模や位置を<u>速やかに</u>推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求めることにより、地震が発生してから約3分を目標に、全国の沿岸を66に区分した津波予報区毎に行われる。なお、香川県沿岸は、全域が1つの予報区に設定され、予報区名称は「香川県」となっている。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、<u>通常の5段階の数値</u>で発表する。ただし、地震の規模が<u>マグニチュード8</u>を超えるような巨大地震に對</p>	<p>日総務省策定)に基づき、国(総務省)から要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備するものとする。</p> <p>(3) 災害時健康危機管理支援チームの応援派遣</p> <p>県等は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームの応援派遣を行うものとする。</p> <p><b>9 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の要請</b></p> <p>大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等は四国地方整備局<u>河川国道事務所</u>等が派遣するリエゾンや各事務所長・首長のホットライン等を通じて、緊急災害対策派遣隊の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p><b>第4節 津波情報等伝達計画</b></p> <p><b>1 大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波に関する情報</b></p> <p>(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報</p> <p>① 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等</p> <p>略</p> <p>津波警報等の発表は、地震が発生した場合に地震の規模や位置を<u>即時に</u>推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求めることにより、地震が発生してから約3分を目標に、全国の沿岸を66に区分した津波予報区毎に行われる。なお、香川県沿岸は、全域が1つの予報区に設定され、予報区名称は「香川県」となっている。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、<u>通常は数値</u>で発表する。ただし、地震の規模(<u>マグニチュード</u>)が8を超えるような巨大地震は<u>地震</u></p>

修正後

しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
			数値での 発表	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報	略	略	略	略	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 略
		略	略		
		略	略		
略	略	略	略	略	略
津波注意報	略	略	略	略	海の中では、人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 略

② 津波警報等の留意事項等

略

- ・ 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに更新する場合もある。

略

(2) 津波予報

【津波警報等の伝達系統図】

NHK高松放送局 ⇒ 住民 公私の団体

(注) 3 防災関係機関とは、高松港湾・空港整備事務所、四国運輸局、陸上自衛隊第14旅団、四国旅客鉄道(株)、四国電力送配電(株)である。

修正前

の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
			数値での 発表	定性的表現 での発表	
大津波警報	略	略	略	略	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。 略
		略	略		
		略	略		
略	略	略	略	略	略
津波注意報	略	略	略	略	海の中では、人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。 略

② 津波警報等発表・解除時の留意事項等

略

- ・ 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

略

(2) 津波予報

【津波警報等の伝達系統図】

NHK高松放送局 → 住民 公私の団体

(注) 3 防災関係機関とは、高松港湾・空港整備事務所、四国運輸局、陸上自衛隊第14旅団、四国旅客鉄道(株)、四国電力(株)である。

修正後

(3) 津波に関する情報

【津波情報の種類と発表内容】

情報の種類		発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	香川県に最も早く到達すると予想される津波の到達予想時刻及び予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または巨大地震の場合は、「巨大」「高い」の言葉で発表する。震源要素も併せて発表する。 略
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	高松検潮所、与島検潮所及び多度津検潮所における満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表する他、香川県に最も早く到達すると予想される津波の到達予想時刻も発表する。震源要素も併せて発表する。
	津波観測に関する情報	高松検潮所、与島検潮所及び多度津検潮所で観測した津波の時刻や高さ等を発表する。(※1)
	略	略

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	1m超	略
	1m以下	略
津波警報を発表中	0.2m以上	略
	0.2m未満	略
津波注意報を発表中	(すべての場合)	略

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の

修正前

(3) 津波に関する情報

【津波情報の種類と内容】

情報の種類		情報の内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	香川県に最も早く到達すると予想される津波の到達時刻及び津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表する。震源要素も併せて発表する。 略。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	高松検潮所、与島検潮所及び多度津検潮所における満潮時刻及び到達すると予想される津波の到達時刻を発表する他、香川県に最も早く到達すると予想される津波の到達時刻も発表する。震源要素も併せて発表する。
	津波観測に関する情報	高松検潮所、与島検潮所及び多度津検潮所で観測した津波の到達時刻や高さ等を発表する。(※1)
	略	略

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	略
	観測された津波の高さ ≤ 1m	略
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	略
	観測された津波の高さ < 0.2m	略
津波注意報	(すべて数値で発表)	略

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定

修正後

修正前

観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

- 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

- ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定（※））の発表内容

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を <u>発表中</u>	3m超	略
	3m以下	略
津波警報を <u>発表中</u>	1m超	略
	1m以下	略
津波注意報を <u>発表中</u>	<u>（すべての場合）</u>	略

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $>3m$	略
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 3m$	略
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $>1m$	略
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 1m$	略
津波注意報	<u>（すべて数値で発表）</u>	略

（※）沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【地震及び津波に関する情報の伝達系統図】  
四国電力送配電（株）（中央給電指令所）

【地震及び津波に関する情報の伝達系統図】  
四国電力（株）（中央給電指令所）

第10節 医療救護計画

6 輸血用血液の確保

第10節 医療救護計画

6 血液の確保

修正後	修正前
<p>(1) 血液の確保体制</p> <p>① 県は、<u>災害発生後速やかに香川県赤十字血液センターの被災状況及び血液の在庫数量等を把握し、血液が不足するようであれば、他の都道府県等に対して必要な血液の確保について協力を要請するものとする。</u></p> <p>② 香川県赤十字血液センターは、<u>災害時の医療救護に必要な血液について、医療機関から供給要請を受けたときは、備蓄血液等を供給する。</u></p> <p>また、<u>災害時に必要な血液を確保するため、被害の軽微な地域等に採血車を出動させるとともに、それでも必要な血液が確保できない場合は、中四国ブロック血液センターに応援を要請するものとする。</u></p> <p><b>第14節 避難計画</b></p> <p><b>3 避難誘導</b></p> <p><u>(2) 市町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</u></p> <p>(3) 略</p> <p><b>5 指定避難所の開設</b></p> <p>(5) 略</p> <p>なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>また、直ちに開設の日時、場所及び期間、収容人員等を県に報告し、<u>県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。</u></p> <p><b>6 指定避難所の運営</b></p> <p>(6) 略</p> <p>特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管</p>	<p>(1) 血液の確保体制</p> <p>① 県は、<u>地震発生後速やかに香川県赤十字血液センターの被災状況及び血液の在庫数量等を把握し、血液が不足するようであれば、他の都道府県等に対して必要な血液の確保について協力を要請するものとする。</u></p> <p>② 香川県赤十字血液センターは、<u>医療救護に必要な血液について、医療機関から供給要請を受けたときは、備蓄血液等を供給する。</u></p> <p>また、<u>必要な血液を確保するため、被害の軽微な地域等に採血車を出動させるとともに、それでも必要な血液が確保できない場合は、中四国ブロック血液センターに応援を要請するものとする。</u></p> <p><b>第14節 避難計画</b></p> <p><b>3 避難誘導</b></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 略</p> <p><b>5 指定避難所の開設</b></p> <p>(5) 略</p> <p>なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>また、直ちに開設の日時、場所及び期間、収容人員等を県に報告するものとする。</p> <p><b>6 指定避難所の運営</b></p> <p>(6) 略</p> <p>特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管</p>

修正後	修正前
<p>理に努めるものとする。</p> <p><u>また、市町は、指定避難所における性的少数者への配慮を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><b>第15節 食料供給計画</b></p> <p><b>1 食料の調達</b></p> <p>(1) 市町は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、<u>物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県に対して調達又は斡旋を要請する。</u></p> <p>(8) 県は、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じて、<u>物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、国に対して調達、供給の要請を行う。</u></p> <p><b>第17節 生活必需品等供給計画</b></p> <p><b>1 生活必需品等の調達</b></p> <p>(1) 市町は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した民間業者等から生活必需品等を調達するとともに、必要に応じて、<u>物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県等に対して調達又は斡旋を要請する。</u></p> <p>(8) 県は、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じて、<u>物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、国に対して調達、供給の要請を行う。</u></p> <p><b>第18節 防疫及び保健衛生計画</b></p> <p><b>1 防疫対策</b></p> <p>(8) 市町は、<u>災害時に感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、発熱等症状が出た場合の対応を含め、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</u></p>	<p>理に努めるものとする。</p> <p><b>第15節 食料供給計画</b></p> <p><b>1 食料の調達</b></p> <p>(1) 市町は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、<u>県に対して調達又は斡旋を要請する。</u></p> <p>(8) 県は、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じ、<u>国に対して調達、供給の要請を行う。</u></p> <p><b>第17節 生活必需品等供給計画</b></p> <p><b>1 生活必需品等の調達</b></p> <p>(1) 市町は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した民間業者等から生活必需品等を調達するとともに、必要に応じて、<u>県等に対して調達又は斡旋を要請する。</u></p> <p>(8) 県は、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じ、<u>国に対して調達、供給の要請を行う。</u></p> <p><b>第18節 防疫及び保健衛生計画</b></p> <p><b>1 防疫対策</b></p> <p><u>(新設)</u></p>



修正後	修正前
<p>(9) 略</p> <p><b>第19節 廃棄物処理計画</b></p> <p><b>2 処理方法</b></p> <p>(2) し尿処理</p> <p>④ 収集したし尿は、し尿処理施設に搬入し処理する。<u>また、終末処理場のある下水道に搬入し処理することを下水道管理者と調整する。</u></p> <p><b>3 災害廃棄物処理計画の策定</b></p> <p>(1) 県は、県地域防災計画を補完し、具体化した形で発生量予測等の基礎的データや処理に係る手順を整理した県災害廃棄物処理計画を<u>策定しており、災害発生時には、本計画を踏まえ、廃棄物の処理を行う。</u></p> <p>(2) 市町は、災害廃棄物の処理主体であることから、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示した市町災害廃棄物処理計画を<u>策定しており、災害発生時には、本計画を踏まえ、廃棄物の処理を行う。</u></p> <p>(3) 県及び市町は、災害廃棄物処理計画を補完し、発災後の緊迫した状況においても担当職員が円滑に業務を遂行できるようにするため<u>作成した行動マニュアル</u>について、訓練等を通じてより実行性の高いものとなるよう見直しを図る。</p> <p><b>第20節 遺体の搜索、処理及び埋葬計画</b></p> <p>主な実施機関</p> <p>市町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市町が行う。）、県（<u>危機管理課</u>、生活衛生課）、警察本部、高松海上保安部</p> <p><b>第23節 文教対策計画</b></p>	<p>(8) 略</p> <p><b>第19節 廃棄物処理計画</b></p> <p><b>2 処理方法</b></p> <p>(2) し尿処理</p> <p>④ 収集したし尿は、し尿処理施設<u>又は終末処理場のある下水道</u>に搬入し処理する。</p> <p><b>3 災害廃棄物処理計画の策定</b></p> <p>(1) 県は、県地域防災計画を補完し、具体化した形で発生量予測等の基礎的データや処理に係る手順を整理した県災害廃棄物処理計画を<u>あらかじめ策定する。</u> <u>また、市町において、実効性のある計画が策定されるよう必要な助言を行う。</u></p> <p>(2) 市町は、災害廃棄物の処理主体であることから、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示した市町災害廃棄物処理計画を<u>あらかじめ策定する。</u></p> <p>(3) 県及び市町は、災害廃棄物処理計画を補完し、発災後の緊迫した状況においても担当職員が円滑に業務を遂行できるようにするため、<u>行動マニュアル</u>を作成するものとする。</p> <p><b>第20節 遺体の搜索、処理及び埋葬計画</b></p> <p>主な実施機関</p> <p>市町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市町が行う。）、県（生活衛生課）、警察本部、高松海上保安部</p> <p><b>第23節 文教対策計画</b></p>

修正後	修正前
<p><b>7 埋蔵文化財対策</b></p> <p>(1) 市町教育委員会は、速やかに埋蔵文化財包蔵地及びその周辺に存在する施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告する。</p> <p><b>第24節 公共施設等応急復旧計画</b></p> <p>主な実施機関</p> <p>県（環境管理課、みどり整備課、廃棄物対策課、健康福祉総務課、子ども政策推進局、障害福祉課、土地改良課、水産課、土木監理課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、病院局県立病院課）、市町、<u>四国総合通信局</u>、中国四国農政局、四国地方整備局、高松空港事務所、高松海上保安部、NHK高松放送局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)、高松空港(株)</p> <p><b>第25節 ライフライン等応急復旧計画</b></p> <p>主な実施機関</p> <p>県（下水道課）、市町、香川県広域水道企業団、<u>四国総合通信局</u>、四国地方整備局、中国四国産業保安監督部、中国四国産業保安監督部四国支部、(独)水資源機構、四国電力(株)香川支店、<u>四国電力送配電(株)</u>、中国電力(株)岡山支社、<u>中国電力ネットワーク(株)</u>、四国ガス(株)高松支店、NTT西日本(株)香川支店、(株)NTTドコモ四国支社</p> <p><b>第30節 要配慮者応急対策計画</b></p> <p><b>3 外国人対応</b></p> <p>(1) 市町は、必要と認めるときは、<u>通訳ボランティア</u>等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導等を行う。</p> <p>(2) 県及び市町は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供</p>	<p><b>7 埋蔵文化財対策</b></p> <p>(1) 市町教育委員会は、速やかに埋蔵文化財包蔵地における施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告する。</p> <p><b>第24節 公共施設等応急復旧計画</b></p> <p>主な実施機関</p> <p>県（環境管理課、みどり整備課、廃棄物対策課、健康福祉総務課、子ども政策推進局、障害福祉課、土地改良課、水産課、土木監理課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、病院局県立病院課）、市町、中国四国農政局、四国地方整備局、高松空港事務所、高松海上保安部、NHK高松放送局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)、高松空港(株)</p> <p><b>第25節 ライフライン等応急復旧計画</b></p> <p>主な実施機関</p> <p>県（下水道課）、市町、香川県広域水道企業団、四国地方整備局、中国四国産業保安監督部、中国四国産業保安監督部四国支部、(独)水資源機構、四国電力(株)香川支店、中国電力(株)岡山支社、四国ガス(株)高松支店、NTT西日本(株)香川支店、(株)NTTドコモ四国支社</p> <p><b>第30節 要配慮者応急対策計画</b></p> <p><b>3 外国人対応</b></p> <p>(1) 市町は、必要と認めるときは、<u>外国語のボランティア</u>等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導等を行う。</p> <p>(2) 県及び市町は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供</p>

修正後	修正前
<p>を行う。情報等の提供に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする<u>在住</u>外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることに配慮する。</p> <p>(4) 県は、市町からの要請等に応じて、他の市町、他県、関係団体等に<u>通訳</u>ボランティア等の派遣を要請するものとする。</p> <p>(5) 県は、市町からの報告に基づき、<u>外国人</u>の安否情報の取りまとめを行い、必要に応じて、国や在日各国大使館等に情報の提供を行う。</p> <p>(6) 県は、上記の支援を円滑に行うため、必要と認めるときは、<u>災害時多言語支援センター</u>を県内に設置し、県内外の自治体・団体等と連携して、センターの運営を行う。</p>	<p>を行う。情報等の提供に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする<u>在日</u>外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることに配慮する。</p> <p>(4) 県は、市町からの要請等に応じて、他の市町、他県、関係団体等に<u>通訳者、語学</u>ボランティア等の派遣を要請するものとする。</p> <p>(5) 県は、市町からの報告に基づき、<u>在県</u>の安否情報の取りまとめを行い、必要に応じて、国や在日各国大使館等に情報の提供を行う。</p> <p>(新設)</p>